



## 9月から厚生年金保険の 保険料率が引き上げられます

毎年この時期になると、厚生年金保険の保険料率が引き上げとなります。これは平成16年に行われた年金制度の改正によるもので、平成29年まで毎年9月に0.354%ずつ引き上げられることになっています。これにより、9月からの厚生年金保険の保険料率は17.12%となり、これを労使折半で8.56%ずつ負担します。具体的な保険料額は下表（単位：円）のとおりとなっています。

※協会けんぽの健康保険料については、変更はありません。

《表》

等級	標準報酬		報酬月額		全額折半額	
	月額	日額	円以上	円未満	17.12%	8.56%
1	98,000	3,270	円以上	~ 101,000	16,777.60	8,388.80
2	104,000	3,470	101,000	~ 107,000	17,804.80	8,902.40
3	110,000	3,670	107,000	~ 114,000	18,832.00	9,416.00
4	118,000	3,930	114,000	~ 122,000	20,201.60	10,100.80
5	126,000	4,200	122,000	~ 130,000	21,571.20	10,785.60
6	134,000	4,470	130,000	~ 138,000	22,940.80	11,470.40
7	142,000	4,730	138,000	~ 146,000	24,310.40	12,155.20
8	150,000	5,000	146,000	~ 155,000	25,680.00	12,840.00
9	160,000	5,330	155,000	~ 165,000	27,392.00	13,696.00
10	170,000	5,670	165,000	~ 175,000	29,104.00	14,552.00
11	180,000	6,000	175,000	~ 185,000	30,816.00	15,408.00
12	190,000	6,330	185,000	~ 195,000	32,528.00	16,264.00
13	200,000	6,670	195,000	~ 210,000	34,240.00	17,120.00
14	220,000	7,330	210,000	~ 230,000	37,664.00	18,832.00
15	240,000	8,000	230,000	~ 250,000	41,088.00	20,544.00
16	260,000	8,670	250,000	~ 270,000	44,512.00	22,256.00
17	280,000	9,330	270,000	~ 290,000	47,936.00	23,968.00
18	300,000	10,000	290,000	~ 310,000	51,360.00	25,680.00
19	320,000	10,670	310,000	~ 330,000	54,784.00	27,392.00
20	340,000	11,330	330,000	~ 350,000	58,208.00	29,104.00
21	360,000	12,000	350,000	~ 370,000	61,632.00	30,816.00
22	380,000	12,670	370,000	~ 395,000	65,056.00	32,528.00
23	410,000	13,670	395,000	~ 425,000	70,192.00	35,096.00
24	440,000	14,670	425,000	~ 455,000	75,328.00	37,664.00
25	470,000	15,670	455,000	~ 485,000	80,464.00	40,232.00
26	500,000	16,670	485,000	~ 515,000	85,600.00	42,800.00
27	530,000	17,670	515,000	~ 545,000	90,736.00	45,368.00
28	560,000	18,670	545,000	~ 575,000	95,872.00	47,936.00
29	590,000	19,670	575,000	~ 605,000	101,008.00	50,504.00
30	620,000	20,670	605,000	~	106,144.00	53,072.00

### 9月分より変更すべき社会保険料

9月は保険料率の引き上げとともに、社会保険の定時決定（算定基礎）により決定された健康保険および厚生年金保険の標準報酬月額を変更する時期となります。具体的な事務手続きとしては、給料から控除する保険料額を新しい保険料率・新しい標準報酬月額に変更するとともに、従業員へ決定された標準報酬月額等を通知することが必要です。なお、社会保険料控除のタイミングは会社によって異なるため、9月分の保険料をいつに支払う給料から控除するのかを確認しておきましょう。

年金や健康保険の財源の厳しさが増しており、社会保険料の負担は年々大きくなるばかりです。社会保険料が変更になる際には、できるだけ早めに従業員に通知をしておきたいものです。